

交通労働災害を防止しましょう！！

令和8年4月6日～15日の間、内閣府により「春の全国交通安全運動」が開催されます。交通事故については私生活上だけでなく、業務中・通勤途上も十分に注意する必要があります。実際に全産業における交通労働災害は、高水準で推移しており、その死亡者数は、全労働災害による死亡者数の約2割を占めています。また、一度に3人以上の方が死傷する重大災害については、全体の約半分を占めております。交通労働災害の多くは、事業場の外で発生することもあり、一般の労働災害と比較して、積極的な対策を講じにくい状況にあります。しかしながら、交通労働災害は、業務との密接な関係の中で発生するものも多く、一般の労働災害と同様に総合的かつ組織的にその防止対策に取り組むことが必要です。このため、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を策定し、それに基づく措置の実施を推進しています。同ガイドラインに基づき、必要な措置を講じて、死亡事故はもとより、交通労働災害ゼロを目指しましょう！

厚生労働省
交通労働災害関係内閣府
「春の全国交通安全運動」**令和7年度 小諸労働基準監督署の調査でこんな点が多く認められました！**

小諸監督署管内で多く発生していた問題点のうち、法律違反であるもの・ないものを含め、特に注意していただいた点を以下にまとめましたので、管理のご参考にしていただければ幸いです。

○労働時間関係

36協定がないのに時間外労働を行かせたもの、36協定があっても協定時間を超えて時間外労働を行わせていたものがありました。特別条項付き36協定の場合、特別条項を適用する手続きが行われていないもの、手続きを行っていてもその記録を残していないものがありました。

また、月の時間外労働・休日労働の時間が80時間を超えてしまった労働者について、その時間数を通知せず、産業医などによる面接指導を受診するか意思確認をしていないなどの問題点もありました。

○年次有給休暇関係

平成31年(2019年)4月1日から、年次有給休暇が10日以上付与される労働者について最低5日取得義務が始まっていますが、取得日数が1年間で5日に満たないものがありました。また、そもそも誰が何日取得しているかを管理するための管理簿を作成・管理していないものがありました。

○割増賃金関係

割増賃金の計算時に、基本給のみで単価を計算しており、本来計算に含める必要があった手当類の分だけ金額が不足していたものがありました。月給制の労働者について、月平均所定労働時間の計算ミス、変更忘れなどの理由で、金額が不足していたものがありました。また、実労働時間の把握が不十分なまま自己申告制に依存してしまっており、労働時間の把握が漏れ、賃金不払残業(いわゆるサービス残業)が生じてしまったものがありました。

○健康診断関係

受診を個人任せにしており、未受診の労働者が生じているものがありました。健康診断を実施しても、その結果(個人票)を会社で保管していないものがありました。健康診断の結果で、何らかの所見があった労働者について、会社として医師(産業医等)から、就業の措置に関する意見を聴いていないものがありました。

高年齢者向け求人募集をご検討ください。

高年齢者雇用安定法では、事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります(努力義務)。令和7年度「高年齢者雇用状況等報告書」(6月1日現在)の長野県の集計結果では、報告があった4,107企業のうち70歳までの就業確保措置実施済の企業割合は39.4%(中小企業39.7%、大企業34.2%)で前年比3.2ポイント増加、全国計でも34.8%で、共に前年を上回る結果となりました。

65歳以上の就業者は増加傾向にあり、就業意欲が高い高年齢者のハローワークへの職業相談も増えています。労働力人口の減少に伴い人材確保が難しくなるなか、即戦力となる豊富な知識・経験・ノウハウ等の観点から高年齢者向け求人募集についてご検討をお願いします。



厚生労働省 HP

「高年齢者の雇用」

【編集後記】

日増しに春めいてまいりました。それでもまだ残雪あることを危惧します。年度の締めくり・別れと出会いの季節です。皆様、今年度も、大変お世話になりました。気持ち新たに、4月を迎えましょう！

【発行】

小諸労働基準監督署
〒384-0017 小諸市三和1-6-22
佐久公共職業安定所
〒385-8609 佐久市原565-1

